

平成25年4月25日

小売業者における冷凍食品の販売価格に係る表示の適正化について

消費者庁は、スーパーマーケット、ドラッグストア等の小売業者において販売される冷凍食品の販売価格に係る表示に関して調査を行ってきました。その結果、複数の小売業者が、景品表示法第4条第1項第2号（有利誤認）の規定に違反するおそれがある表示を行っていた事実が認められたため、これらの小売業者（12社）に対し、当庁として行政指導を行いました。

当庁は、景品表示法違反と消費者被害を防止するため、行政指導の対象となった事例の概要を公表します。

また、当庁は、小売業者が加盟する業界団体及び冷凍食品製造業者等が加盟する業界団体に対し、冷凍食品の価格表示の適正化について要請しました。

1 行政指導の対象となった事例の概要

(1) 「希望小売価格」、「メーカー小売参考売価」等を比較対照価格とした不当な二重価格表示¹

◇ 店頭のパライスカード等に、冷凍食品の価格について「希望小売価格 ●●円の品 半額 ▲▲円」と、実際の販売価格に、当該販売価格を上回る「希望小売価格」と称する価額を併記することにより、あたかも、実際の販売価格がメーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、当該商品にはメーカー希望小売価格は設定されていなかったもの

【表示例】



¹ 「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成12年6月30日公正取引委員会。以下「価格表示ガイドライン」という。）において、二重価格表示とは「事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」という。）を併記して表示するもの」と定義している。
(http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdf)

- ◇ 新聞折り込みチラシ等において、冷凍食品の価格について「メーカー小売参考売価の■割引」と記載することにより、あたかも、一般消費者が販売価格の安さを判断する参考情報となり得る価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、「メーカー小売参考売価」と称する価格は、製造業者等が小売業者等からの求めに応じて、その小売業者が価格設定をする上で参考となるものとして個別に呈示したものであって、当該冷凍食品を取り扱う小売業者に広く呈示している価格ではないため、一般消費者が、その小売業者の販売価格が安いかどうかを判断する際の参考情報とはならないものであったもの

【表示例】



- (2) 「当店通常価格」を比較対照価格とした不当な二重価格表示

- ◇ 店頭ポップ等に、冷凍食品の価格について「毎日この価格 当店通常価格●●円を ▲▲円」等と、実際の販売価格に、当該販売価格を上回る「当店通常価格」と称する価額を併記することにより、あたかも、実際の販売価格が「当店通常価格」と称する価額に比して安いかのように表示していたが、実際には、「当店通常価格」と称する価額で、最近相当期間にわたって販売された実績はなかったもの

【表示例】



2 冷凍食品の価格表示

近年、冷凍食品業界においては、製造業者が個々の卸売業者に対して、小売業者が商品を一般消費者に販売する際の「参考」としての価格を個別に呈示

することがある（以下そのような価格を「個別呈示価格」という。）。当庁における調査の過程で、小売業者が個別呈示価格を「メーカー希望小売価格」、「メーカー小売参考売価」等と称して比較対照価格として用いている場合があることが判明した。

しかしながら、次のような場合、一般消費者がその小売業者の販売価格について安いかどうかを判断する際の参考情報になり得ず、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある（価格表示ガイドライン）。

- (1) あらかじめ公表されているものとは言いえない価格を、希望小売価格と称して比較対照価格に用いて二重価格表示を行う場合。
- (2) 製造業者等が小売業者の小売価格設定の参考となるものとして設定したものであって、当該商品を取り扱う小売業者にカタログ等により広く呈示しているとは言いえない価格を、「参考小売価格」等と称して比較対照価格に用いて二重価格表示を行う場合。

冷凍食品業界における個別呈示価格は、製造業者が個々の卸売業者に対して個別に呈示されているものにすぎないものであるため、小売業者が個別呈示価格を「メーカー希望小売価格」、「メーカー小売参考売価」等と称して比較対照価格に用いて二重価格表示を行うと、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある。

3 業界団体への要請の概要

前記のように、冷凍食品業界においては、小売業者が不当な二重価格表示に該当するおそれのある行為を行っていることが多いが、その二重価格表示に用いられた比較対照価格は、製造業者や卸売業者によって小売業者に個別に呈示されているものにすぎないものである。当庁は、冷凍食品の価格表示の適正化を図るため、関係する業界団体に対して以下の内容を傘下事業者に周知するよう要請した。

(1) 小売業者が加盟する業界団体への要請の概要

- ・ 前記2(1)のように、あらかじめ公表されているものとは言いえない価格を希望小売価格と称して比較対照価格に用いて二重価格表示を行う場合や、前記2(2)のように、製造業者等が小売業者の小売価格設定の参考となるものとして設定したものであって、当該商品を取り扱う小売業者にカタログ等により広く呈示しているとは言いえない価格を「参考小売価格」等と称して比較対照価格に用いて二重価格表示を行う場合には、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがあること。

(2) 冷凍食品製造業者及び卸売業者が加盟する業界団体への要請の概要

- ・ 前記2(1)のような小売業者による不当表示に該当するおそれのある行為につながらないように、製造業者がメーカー希望小売価格を設定していない商品については、その旨を取引先に周知すること。
- ・ 個別に価格を呈示する場合、当該価格は、その小売業者の小売価格設定の参考となる価格であって、当該冷凍食品を取り扱う小売業者に広く呈示しているものではないため、当該価格を、前記2(1)及び(2)のような、比較対照価格として用いた二重価格表示が行われた場合、当該表示は不当表示に該当するおそれがある旨、取引先に対して明確に伝えること。

4 今後の対応

当庁は、今後も引き続き小売業者における冷凍食品の価格表示について注視し、景品表示法違反行為が認められた場合には、厳正に対処することとしたい。

(要請先団体)

- 日本チェーンストア協会
- 日本スーパーマーケット協会
- 一般社団法人新日本スーパーマーケット協会
- 日本チェーンドラッグストア協会
- オール日本スーパーマーケット協会
- 一般社団法人日本冷凍食品協会

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：石塚、花遊、関口
電 話 03-3507-9239
ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

景品表示法による表示規制の概要

